

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年4月28日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

世田谷区立世田谷小学校改築に伴う整備手法検討等業務委託

(2) 業務内容

世田谷区の公共施設については、平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」が策定し、公共施設マネジメントの方針が示した。区の公共施設は今後30年の間に改築や大規模な改修が集中する時期を迎え、学校施設についても例外ではない。

本プロポーザルは、令和6年3月改訂の「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」に基づき次期改築校に選定された世田谷小学校について、世田谷区がこれまでに検討した整備方針案をより多角的かつ専門的な視点で、今後の学校施設に求められる機能と水準を満たしながら、柔軟な発想による提案を求めるものであり、改築に向けた整備手法検討等の業務を委託するものである。

(3) 履行期間（予定）

契約の日から令和8年3月13日まで

(4) 提案限度額

23,200千円（消費税を含む。）以内

2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (6) 平成27年度以降に、公共施設の新築又は改築に係るCM（コンストラクション・マネジメント）業務を完了していること。
- (7) 以下の①又は②のうち、いずれか1項目以上の実績を有すること。

- ①平成 27 年度以降に、延床面積 5, 0 0 0 m²以上の公立小・中学校（義務教育学校を含む）の新築または改築にかかる設計業務を完了した者
- ②平成 27 年度以降に、延床面積 5, 0 0 0 m²以上の公立小・中学校（義務教育学校を含む）の新築または改築にかかる CM（コンストラクション・マネジメント）業務を完了した者
- （８）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- （９）世田谷区立世田谷小学校改築に伴う整備手法検討等業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 2 次提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、プロポーザル参加資格確認通知を受理した者。

4 提案書を特定するための評価基準

（１）１次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務経歴等)	業務実績、業務体制
担当チームの能力 (技術者等の経験と実績)	管理技術者及び主任技術者の資格・経歴、業務実績等

（２）２次審査における評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	業務実施体制、取組み姿勢、業務スケジュール等
提案課題	①整備手法の提案や比較（対象の棟ごと）
	②事業スケジュールとコスト低減等に関する提案
	③適正計画検討に関する提案及び取り組み体制
	④その他の提案

5 手続等

（１）担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-2 1-2 7

世田谷区役所西棟 1 階（1 0 2 番窓口）

（土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13 時を除く、9 時～17 時）

電 話 03-5432-2665

(2) 説明書等の交付期間及び方法

期 間 令和7年4月28日(月)～5月15日(木) 午後5時

方 法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02040/24975.html>

トップページ→事業者の方へ→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援

又は(ホームページの上部検索スペースにページ番号「24975」と入力して検索)

(3) 質疑応答の期間並びに提出場所及び方法

受付期限 令和7年5月8日(木) 17時まで

場 所 上記(1)に同じ

方 法 以下のLoGo フォームに必要事項を記載し提出

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1013782>

回 答 令和7年5月13日(火)までに全ての質問と回答を一括して取りまとめ、ホームページ上にて公開

(4) 参加希望届出書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和7年5月15日(木) 午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

(5) 提案書類一式の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和7年6月20日(金) 午後5時(必着)

場 所 上記(1)に同じ

方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成要否：要

(4) 関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(6) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(7) 区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。

(8) 事業者からの提出物は返却しない。

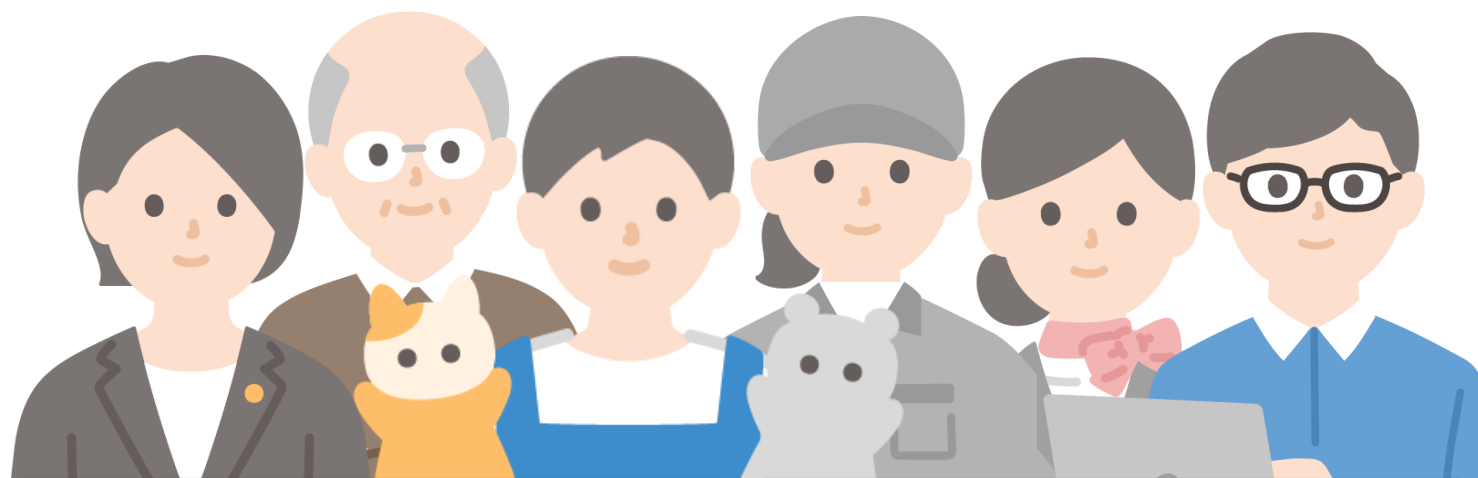
(9) 区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由(審査経過等)を公表することができる。

(10) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束され

ない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。

- (11) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。
- (12) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 177円	さ く 岩 工	4, 208円	左 官	3, 507円
普 通 作 業 員	2, 848円	トンネル特殊工	3, 804円	配 管 工	3, 039円
軽 作 業 員	1, 966円	トンネル作業員	3, 294円	は つ り 工	3, 199円
造 園 工	2, 880円	トンネル世話役	4, 304円	防 水 工	3, 836円
法 面 工	3, 549円	橋りょう特殊工	3, 698円	板 金 工	3, 634円
と び 工	3, 496円	橋りょう塗装工	3, 772円	タ イ ル 工	2, 880円
石 工	3, 485円	橋りょう世話役	4, 314円	サ ッ シ 工	3, 411円
ブ ロ ッ ク 工	3, 241円	土木一般世話役	3, 443円	屋 根 ふ き 工	3, 602円
電 工	3, 464円	高 級 船 員	4, 059円	内 装 工	3, 507円
鉄 筋 工	3, 464円	普 通 船 員	3, 273円	ガ ラ ス 工	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜 水 士	5, 302円	ダ ク ト 工	3, 145円
塗 装 工	3, 666円	潜 水 連 絡 員	3, 879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3, 932円	潜 水 送 気 員	3, 762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手（特殊）	3, 241円	山 林 砂 防 工	3, 411円	交 通 誘 導 員 A	2, 147円
運転手（一般）	2, 699円	軌 道 工	6, 099円	交 通 誘 導 員 B	1, 870円
潜 かん 工	3, 932円	型 わ く 工	3, 369円	上記以外の職種	1, 460円
潜 かん 世 話 役	4, 707円	大 工	3, 230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1, 619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。